

## 岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に係る質問書に関する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
1	入札説明書	25	第4章	4.	(2)	2)	(エ)	残さの運搬を行う者の要件	第1回入札説明書等に関する質問回答No. 10に基づき残さの運搬を行う者として2社以上を挙げた場合において、残さの運搬を行う企業を追加で協力企業として参加させるためには、事業提案書等入札書の受付期限である9月20日（火）までに、各要件確認書類を別途提出する事によろしいでしょうか。またその場合、参加資格要件を満たしているかの確認基準日は、いつ時点となるのかをご教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。書類については、正本1部、副本2部、電子媒体1部を別途提出してください。後段については、入札説明書記載のとおり、入札参加資格審査書類提出日とします。
2	入札説明書	25	第4章	4.	(2)	2)	(オ)	残さの資源化等を行う者の要件	第1回入札説明書等に関する質問回答No. 14に基づき残さの資源化等を行う者として2社以上を挙げた場合において、残さの資源化等を行う企業を追加で協力企業として参加させるためには、事業提案書等入札書の受付期限である9月20日（火）までに、各要件確認書類を別途提出する事によろしいでしょうか。またその場合、参加資格要件を満たしているかの確認基準日は、いつ時点となるのかをご教示ください。	No1の回答をご参照ください。
3	入札説明書	25	第4章	5.				予定価格及び入札書比較価格	「低入札価格調査基準価格を設定するものとする。」とございますが、低入札価格調査基準価格で契約した場合、専任の配置技術者の追加はありますでしょうか。	追加は求めません。
4	入札説明書	4	添付資料4				32	用地の瑕疵リスク	組合様が実施する土対法土壌汚染調査のスケジュールをご教示ください。	組合では、土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出を、令和5年度の造成工事の前に提出する予定しておりますが、岐阜県から土壌汚染状況調査の実施の命令がなければ、調査は実施しません。
5	入札説明書 添付資料	10	添付資料 5	3.	(3)	2)	カ)	改訂方法	変動費Eの改定方法について、以下の手順との理解でよろしいでしょうか。 (令和10年度分の変動費Eの場合) ①令和9年度の年度業務完了報告書で、令和10年度の年間売電提案量を提案し、令和10年度の実績値を令和11年度4月に確認する ②令和10年度の実績値が令和9年度の年度業務完了報告書で提案した売電量を上回った場合に変動費Eが発生する ③その場合の変動費E算出に用いる売電単価は令和10年度の平均単価を用いる	ご理解のとおりです。なお、提案する令和10年度の年間売電提案量は、様式第5-5-4号（添付1及び2含む）での考え方をもとに算出した値とすること。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
6	入札説明書 添付資料	11	添付 資料 5	3.	(3)	3)	改定の算出式	固定費 A, F の委託費が改定される際は、改定する年度以降すべての年度の当該費用についても改定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
7	入札説明書 添付資料	25	添付 資料 8	1.	(3)	注)	2.	価格要素審査に関する提出書類	委任状（様式第6-2号）で代理人を定めた場合、図3 入札書等封筒記載例（表）には、代理人氏名の明記、代理人使用印鑑の押印が必要になるとの理解でよろしいでしょうか。 また入札封筒（裏）の封印も代理人使用印鑑になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書 添付資料	25	添付 資料 8	1.	(3)	注)	3.	価格要素審査に関する提出書類	「提出書類①から⑥の正本を1部同封すること。」とありますが、基本となる長形3号に全ての書類が入らない場合、①のみを長形3号の封筒に入れ、②から⑥は角型2号の封筒に入れて提出するなど封筒を分ける対応としてもよろしいでしょうか。 また、それぞれの封筒に記載する内容は、図3 入札書等封筒記載例のとおりとの理解でよろしいでしょうか。	全ての書類が長形3号に入らない場合は、①～⑥の提出書類を全て角形2号の封筒に入れて提出して下さい。
9	入札説明書 添付資料	30	添付 資料 8	3	(9)			記載要領	「封印して提出すること。」とありますが、委任状（様式第6-2号）で代理人を定めた場合、封印は代理人使用印鑑になるとの理解でよろしいでしょうか。	No7の回答をご参照ください。
10	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領	—	第6 条	3	(1)			低入札価格調査の実施	「別に定める総括低入札価格調査対象者提出書類一覧表」とございますが、一覧表と様式集を提示していただけないでしょうか。	組合ホームページで掲示します。
11	要求水準書 設計・建設業務編	iii						用語の定義	「協力企業」の定義について、基本契約書の別紙と異なる定義が記載されております。基本契約では構成員以外の全員ですが、こちらではリサイクル業者等が外れるように見受けられます。優先順位としては基本契約が上位であり、これは要求水準書の中だけの定義との認識でよろしいでしょうか。	協力企業には、要求水準書においても基本契約書と同様に、残さ運搬事業者及び残さ資源化等事業者を含みます。
12	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1 章	第2 節	1	2)	(2)	組成	「灰分の発生量については、計画ごみ質より+3.0%多く見込むこと」と記載がありますが、計画ごみ質の灰分+3%した灰分%で主灰および飛灰の発生量を算出し、その発生量で機器容量の決定および事業運営のための主灰・飛灰の排出量や薬品・水の用役の算出を行うと理解してよろしいでしょうか。	ごみ由来の灰分は計画ごみ質での発生量を想定していますが、処理工程である排ガス処理等による薬剤等で嵩増しされるため、+3%を見込むことを想定しています。この考え方により、算出してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
13	要求水準書 設計・建設業務 編	7	第1章	第2節	5	1)	搬入車両	搬入車両として最大と想定される「10tパッカー車」の車両諸元をご教示ください。	第1回入札説明書等に関する質問No31の回答のとおり、現在、関係市町で保有していませんので、一般的な10tパッカー車で計画してください。
14	要求水準書 設計・建設業務 編	40	第1章	第12節	5		予備品及び消耗品	消耗品の契約不適合責任期間は、予備品と同様に別途協議して定めるとの認識でよろしいでしょうか。また、当該協議はいつ行う予定であるのかご教示ください。	「要求水準書 第1章 第7節 1 2) 施工上の契約不適合」に記載のとおりとします。また、協議時期については、工事期間中となります。
15	要求水準書 設計・建設業務 編	46	第2章	第1節	7	6)	浸水対策	「工場棟について、浸水水位まではRC造とすること。また、管理棟及び地域貢献施設は、1階部分をRC造とすること。」と記載ありますが、柱、大梁、水圧を受ける壁、柱梁に囲まれた耐震壁はRC造としますが、機能、用途、施工性を考慮し、間仕切り壁を乾式壁で提案してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、1階部分の間仕切り壁において、重要な機能を持った部屋の壁についてはRC造とすること。
16	要求水準書 設計・建設業務 編	48	第2章	第2節	1	5) (8)	計量システム	料金徴収業務は組合様にてご対応されることですが、計量システムには「計量システムは、将来の料金体系改訂等に対応できるようにすること」と記載されています。事業者側で準備する計量システムを計画できるように、組合様の計量棟への常駐有無、徴収手段等、想定される料金徴収方法のご提示をお願い致します。	計量棟での受付・計量業務は運営事業者の業務範囲であり、組合職員の常駐はありません。組合では運営事業者から月1回計量伝票を受け取り、関係市町へ報告することを予定しているため、料金徴収はありません。なお、料金体系改訂等については、例えば関係市町のごみの分別区分の変更による計量種別の追加等が想定されます。詳細については、実施設計時に協議するものとします。
17	要求水準書 設計・建設業務 編	188	第3章	第1節	2	2) (2)	施設配置計画 車両動線計画	第1回入札説明書等に関する質問回答No. 72では「組合職員用・公用車用」は南側出入口から入退場することが基本と読み取れますが、No.71のご回答にありますように、事業者にて計量棟や駐車場等の配置を検討の上、「来客用、障がい者用、大型バス」は南側出入口から入退場、「組合職員用・公用車用」の入退場は事業者からの提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書P. 7に記載のある搬出入車両との接触など、安全性が確保できる場合は、「組合職員用・公用車用」の入退場は、事業者提案の範囲とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
18	要求水準書 設計・建設業務 編	190	第3章	第2節	1	2)	(1) ① (ウ) 斜路	実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書No. 122にて『「プラットホーム臭気の風巻き込みによる漏れを防止するため、入口付近（曲がり部）に被覆を設けること。」とありますが、ランプウェイ入口付近（曲がり部）に屋根及び壁を設けることでよろしいでしょうか。という質問に対し「要求水準書（案）のとおりとします」』とご回答頂いておりますが、「被覆」の仕様を具体的にイメージできず見積することができません。屋根を設けず壁のみとするなど、具体的な仕様は事業者からの提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	具体的な形状・仕様は事業者の提案の範囲としますが、組合では被覆（壁及び屋根）を想定しています。
19	要求水準書 設計・建設業務 編	145	第2章	第14節	4		ポンプ仕様	ポンプ類仕様の表において、生活用水揚水（供給）ポンプ数量2基（交互運転）：地域貢献施設用水揚水（供給）ポンプ数量2基（交互運転）とありますが、生活用受水槽と地域貢献用水受水槽を兼用と考え、ポンプの仕様を4台ローテーション・4台並列運転形タイプとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の交互運転とは、機器の長寿命化及び故障時対応を目的としていることから、この目的を満足していることを前提として提案の範囲とします。
20	要求水準書 設計・建設業務 編	151	第2章	第15節	3	3-2	無機系排水処理	有機系排水処理の表では、槽類およびポンプ類は参考と記載されている一方で、無機系排水処理の表には参考の記載はございません。無機系の槽類およびポンプ類は、必須との理解でよろしいでしょうか。	無機系排水処理も提案の範囲とします。誤記のため、要求水準書を修正します。
21	要求水準書 設計・建設業務 編	208	第3章	第3節	1	1)	(5) 造成工事	組合様にて実施される造成工事について、実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書No. 127では「組合で施工する造成工事は、令和5年8月から令和6年3月の工期を予定しています」とありますが、造成工事の工期に変更はないと考えてよろしいでしょうか。	現在のところ、造成工事の工期の予定に変更はありません。
22	要求水準書 設計・建設業務 編	208	第3章	第3節	1	1)	(5) ③ 造成工事	「西側（堤防側）の法面については、組合において堤防との境界（堤脚水路）から約1m 敷地側に入った場所にL型擁壁（EL+7.5m 天端高）を敷設する計画である。」とあります。また、要求水準書添付資料-6・7にてL型擁壁の計画図をご提示頂いておりますが、外構や工事計画に造成工事の計画を反映するためL型擁壁・重力型擁壁・法面の構造計算書及び詳細設計図をご提示ください。	施工予定のL型擁壁・重力式擁壁・地先境界ブロックの構造物詳細図、境界工部断面図については、入札参加資格が認められた者へ配付します。 なお、境界工の施工については、添付資料-6に記載のとおり、施設建設事業者と調整することとしており、提案される外構等により施工の有無も含めて調整します。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答
23	要求水準書 設計・建設業務 編		添付資料-6, 8, 9			計画平面図 堤防坂路計画平 面図（参考） 標準横断面	添付資料-6には、添付資料-8の工事内容が反映されているでしょうか。もし、未反映であれば、工事計画に使用する為に、建設現場外周の道路計画図をCADデータでご提供ください。 また、堤防坂路（市道平方23号線）の横断面図がありましたら、工事車両の動線確認の為にデータ一式をご提供ください。 また、建設場所北西側堤防坂路工事の工期スケジュールをご教示ください。	添付資料-6には、添付資料-8の工事内容は反映されておりません。 建設現場外周の道路は、平方第二土地区画整理事業で整備された区画道路のため、その計画図面等は、当該区画整理事業の事務局が保管しています。 当該区域整理事業の事務局からは、ホームページでの公表は控えて欲しいとのことですので、入札参加資格が認められた者へ配付します。 坂路拡幅工事の横断面も入札参加資格が認められた者へ配付します。 坂路拡幅工事は、令和4年8月22日着工、令和5年10月31日完成の予定です。
24	要求水準書 運営・維持管理 業務編	17	第3章	第2節	4	地域貢献施設の 料金徴収	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書No. 96にて「関係市町の住民か確認する必要があるため、券売機の提案は不可とします。」とご回答いただきましたが、券売時以外で関係市町の住民であることを確認することができれば、券売方法は事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	関係市町の住民か確認することが可能であれば、券売機での提案を認めることとします。なお、その場合には提案時に確認方法及び対応方法等を具体的に提示してください。
25	要求水準書 運営・維持管理 業務編	17	第3章	第2節	5 2)	関連施設	「臨時休館する場合は、やむを得ない事業がある場合を除き、休館日の1か月前には、組合と協議の上、利用者に周知すること」とありますが、多目的広場については、積雪時や、警報が発令された際は、使用中止などの対応とすることを運営事業者が直前に判断できると理解してよろしいでしょうか。	使用中止の基準等については、組合が別途示すものとし、これを要求水準書（運営・維持管理業務編）40頁 第8章第3節に示す、運営マニュアルに盛り込むこと。なお、このマニュアルについては、運用開始までに運営事業者と組合で協議します。運営開始後は、そのマニュアルに沿って運営してください。
26	運営・維持管理 業務編	37	第6章	第7節	1	関連施設の災害 時利活用	「羽島市の指定避難場所の指定を受ける予定である。」とございますが、有事の際に避難所として利活用した場合、入札説明書添付資料8頁（添付資料5 対価の構成及び支払方法 3. 運営・維持管理業務における対価）の変動費Gとは別に協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書（案）第55条などをもとに協議とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
27	落札者決定基準書	6	表3	3.	(3)	②	2)	地域経済の活性化 2) 運営管理業務関係	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書No. 110にて「No108の回答をご参照ください。」とあり、元請については当項目の評価対象外と認識しますが、例えば残さ運搬を行う企業が地元企業であった場合においては、元請という位置づけとして当項目の評価対象外になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。下請率の算定については、「下請率の考え方」をご参照ください。
28	落札者決定基準書	6	表3	3.	(3)	②	2)	地域経済の活性化 2) 運営管理業務関係	運営維持管理業務においては、特別目的会社を元請とし、特別目的会社から各構成員への発注があった場合には、各構成員は一次下請となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。下請率の算定については、「下請率の考え方」をご参照ください。
29	建設工事請負契約書(案)	26	第7章	第62条	第6項			複合施設の設計の契約不適合責任	第1回入札説明書等に関する質問回答No. 118について、時効中断に関する手続きを定めたものではない旨の回答をいただきましたが、この質問は時効の中断(更新)について述べたものではなく、第6項のみなし規定により、引渡し後10年を経過して請求権が時効消滅した後であっても請求を可能とする旨が定められているものと見受けられるため、民法の消滅時効の考え方に照らし不適切ではないか、と提起させていただいたものです。改めて組合様のお考えをご教示願います。	原案のとおりとします。
30	残さ資源化等業務委託契約書	5	第2章	第3節	第27条			提案資源化率未達減額措置	提案資源化率の未達によって当該減額に加えた損害賠償請求が行われることはないとの認識でよろしいでしょうか。	第27条第4項から明らかなおおり、同条第2項に基づく減額金額は、損害賠償に充当されません。よって、別途発注者に損害が発生した場合には、賠償責任を負担していただくこととなります。
31	残さ資源化等業務委託契約書	8	第5章	第32条				法令変更	ここでいう「資本的支出」とは、税法上の解釈における用語を意図したのではなく、単に費用負担のことを意図しているとの認識でよろしいでしょうか。	「単に費用負担のこと」を意図したものではありません。規定にあるとおり、ある支出が資本的支出と評価できる場合に適用する趣旨です。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
32	様式集 (Excel編)			第7-9号参考 下請率の考え方	<p>第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書No. 151にて「入札説明書添付資料6の1.(1)に示すとおりです。また、報告書の様式は任意です。」とありますが、当ご説明では具体的確認方法が不明確です。工事以外の物品及びその他委託等については「再下請金額」及び「直営施工金額」という区分が困難であり、従って受注者が報告書でその金額が正しいと証明を行う事も、組合様が正しいと確認を行う事も困難であると認識しております。については工事以外の物品及びその他委託等については、「再下請金額」及び「直営施工金額」という分け方をせずに、関係市町内の下請企業への発注であった場合には「契約金額」をそのまま下請金額として認めていただく事をご検討願います。それが困難な場合には、報告書様式を任意とせずに確認する証憑例を含めて組合様よりご提示いただけますようご検討願います。当要件が不明瞭なままでは、下請け率を正しくご提案できないことを懸念しております。何卒ご検討の程よろしくお願ひ致します。</p>	<p>再下請金額には、請負契約に基づく契約金額を計上し、資材調達、雇用契約、労働者派遣契約など請負契約以外に係る経費を直営施工金額とします。なお、資材調達については、本件施設の設計・建設業務（建築物等の設計・建設、プラントの設計・建設）、本件施設の運営・維持管理業務の各業務を発注者である岐阜羽島衛生施設組合から直接請け負った者（「元請け」）が地元企業に直接発注する資材の合計金額を関係市町内の下請金額に含めます。また、一次下請又は二次下請けとなる者が行う資材調達については、販売者の所在地に関わらず、資材を購入した者の直営施工金額に含むものとします。なお、「下請率の考え方」を修正し、組合のホームで提示します。</p>
33	様式集 (Excel編)			第7-9号参考 下請率の考え方	<p>第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書No. 152にて「入札説明書添付資料6の2.(4)3)に示すとおりです。また、報告書の様式は任意です。」とありますが、当ご説明では具体的確認方法が不明確です。工事以外の物品及びその他委託等については「再下請金額」及び「直営施工金額」という区分が困難であり、従って受注者が報告書でその金額が正しいと証明を行う事も、組合様が正しいと確認を行う事も困難であると認識しております。については工事以外の物品及びその他委託等については、「再下請金額」及び「直営施工金額」という分け方をせずに、関係市町内の下請企業への発注であった場合には「契約金額」をそのまま下請金額として認めていただく事をご検討願います。それが困難な場合には、報告書様式を任意とせずに確認する証憑例を含めて組合様よりご提示いただけますようご検討願います。当要件が不明瞭なままでは、下請け率を正しくご提案できないことを懸念しております。何卒ご検討の程よろしくお願ひ致します。</p>	No32の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
34	様式集 (Excel編)			第7-9号参考 下請率の考え方	例えば、建設工事において納入する各種機械設備の製作・加工を行う企業が関係市町内の下請企業であった場合に、当該品の製作・加工の基となる原材料までを「再下請金額」及び「直営施工金額」という区分をする事が困難と予想されますが、そのような製作・加工を行う企業での下請金額については「契約金額」をそのまま下請金額として認めていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	No32の回答をご参照ください。